

京都市告示第 193 号

地方自治法施行令第 158 条第 1 項の規定に基づき、平成 19 年 9 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで、次の者を京都市公金徴収受託者とし、粗大ごみ処理手数料の徴収事務を委託します。

平成 19 年 8 月 31 日

京都市長 榊本 頼兼

氏名又は名称	住 所
原田 守啓	京都市伏見区深草大亀谷西久宝寺町 40-13
下村 寿孝	京都市上京区中立売通七本松東入三軒町 71-15

(生活環境美化センター)